那須南病院医療ガス配管設備保守点検業務委託 仕様書

この仕様書は、那須南病院（以下「病院」という。）が発注する医療ガス配管設備保守点検業務を受託する者（以下「受託者」という。）が行う業務の大要を示すものであって、医療法施行規則で定める基準に適合することを前提とし、現場の状況に応じて簡易なものについては、仕様書に記載されていない事項であっても誠意をもって行い、病院が安全管理上または業務運営上必要と認めたものは、契約金額の範囲内で実施するものとする。

１　目　的

⑴　病院内の医療ガス配管設備を良好に管理し、また、病院業務の特性に適した設備の運転及びメンテナンスを行うことにより、病院業務の円滑な運営に寄与する。

⑵　病院に設置してある医療ガス配管設備の保守点検を行い、機能を常に良好に維持することにより病院業務の円滑な運営に寄与する。

２　履行場所

栃木県那須烏山市中央３丁目２番13号
南那須地区広域行政事務組合立　那須南病院

３　契約期間

令和８年４月１日から令和11年３月31日まで（長期継続契約）

※　なお、この業務委託契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約にあたっては、組合の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

４　業務の範囲

⑴　受託者は、病院の保有する医療ガス配管設備の保守点検業務を行う。

・点検対象の名称・数量等は【別紙１】のとおり、また、病院内の医療ガス配管設備の系統図等は別添のとおりとする。なお、改修や修繕等により数量が多少変動した場合についても、契約の範囲内で実施すること。

・保守点検実施時期は下記のとおり年４回とする。
　毎年　６月、９月、12月、３月

・毎年度初回の保守点検時において、圧縮空気供給装置の消耗品【別紙２】の交換を実施する。

・点検終了後は、病院担当者の検収を受けること。

・受託者は、保守点検終了後、決められた日までに病院あて請求書を提出しなければならない。

・上記において、不備と認められる箇所があった場合は、受託者は早急に病院担当者に連絡し対応を行う。

・受託者は、設備機能に異常を認めた場合は、早急に適切な処置を行う。

・受託者は、他人に再委託させてはならない。

⑵　点検の種類

点検内容は厚生労働省通達等に準ずる適正な点検を行うこと。

○ 配管気密点検

○ 機器機能点検

○ 機器外観点検

⑶　定期保守点検

・受託者は、保守点検技術員を病院に派遣し、対象配管の保守点検を行う。

・受託者は、各年度１回目の点検で【別紙２】に指定した消耗品の部品交換を行う。

⑷　定期保守点検以外

・受託者は、定期保守点検以外の緊急時、病院から呼び出しの連絡を受けた場合は、保守点検技術員を派遣し、必要な修理等の処置を行う。

・病院において、医療ガス安全管理委員会が開催される場合は、担当者を派遣すること。

・病院において、医療ガスの研修会等を行う場合には、担当者を派遣すること。

⑸　実施計画書及び保守点検報告書の提出

・受託者は、事前に実施計画書を提出すること。

・受託者は、点検終了後、遅延なく保守点検報告書を提出すること。

⑹　その他

・火気の使用は、特に注意すること。

５　業務内容

⑴　一般的事項

① 目的に沿うよう保守計画をたて、確実に実施する。また、エネルギーの無駄をなくし、常に節約に努める。

② 竣工図書類、官公庁関係書類及び法的に必要な測定・点検記録等は、常に整理し保管するとともに、法に基づく書類の届出・報告等の事務を行う。

③ 設備機器台帳を作成し、改修、取替え、オーバーホールや故障内容等を記録しておく。

④ 予備品、在庫品、保守工具は常に整理し、いつでも必要なものが使えるよう管理する。

⑤ 作業員は受託者の制定する社名入りの制服、名札を着用し、身だしなみ、言語、動作に注意し、常に清潔に心がける。

⑥ 作業に従事する技術員の経歴書（講習会受講歴等）を事前に提出する。

⑦ 異常の発見、若しくは予測された場合、直ちに報告し、管理者の指示を受ける。

⑧ 受託者は、病院の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供を行わなければならない。

６　負担区分

⑴　業務に要する物品等は全て受託者の負担とする。

⑵　本書で指定した各種点検及び法定検査に係る費用は、受託者の負担とする。

⑶　業務実施に要する病院の施設、電力、水道等の費用は病院の負担とする。
⑷　業務に要する工具類については、受託者の負担とする。
⑸　軽微な修理については、受託者の負担とし、その他については、病院と受託者との協議により定めるものとする。

7　受託者の責務

⑴　受託者は、病院の名誉を重んじ、これをき損しないよう努めなければならない。
⑵　受託者は、病院内において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この事項は、受託者がこの業務を解かれた後も持続するものとする。
⑶　受託者は、常に業務従事者の健康に注意し、伝染性の疾患に感染した者を業務に従事させてはならない。
⑷　従事者は、礼儀正しく品行を慎み、常に清潔にし、応接にあたっては懇切丁寧を旨とする。
⑸　業務従事者は、患者、患者の家族及び面会者等とみだりに接触、会話等をしてはならない。
⑹　受託者は、業務従事者に対して受託業務上必要とする教育訓練を実施し、業務履行に支障を来さないように万全を期さなければならない。
⑺　病院は敷地内禁煙であるため、従事者もこれに従うこと。（車両内も含む。）
⑻　受託者及び業務従事者は、安全管理に留意し、病院内で業務に使用するもの（工具類及び脚立など）を放置したまま現場を離れることはできない。業務終了後は、使用したものの有無の確認を必ず行い、紛失物がある場合は病院担当者に至急連絡をとること。
⑼　受託者は、病院との委託業務契約に対する賠償責任保険に加入しなければならない。

8　引き継ぎ

受託者は、委託期間終了後に委託業務を新たに受託する者に対し、業務が滞ることのないよう誠意をもって十分引き継ぎを行うものとする。なお、これに要する費用は引き継ぎを受ける新たな受託者が負担するものとする。

また、病院担当者が異動等により変更になった場合も本委託により行う点検等の内容を説明することとする。

9　留意事項

故障対策を除き、点検、整備は病院の就業時間（通常勤務日の勤務時間）内に行うものとするが、病院の業務に支障をきたすおそれのある作業等については、病院の指定する日時に行うよう調整すること。

10　その他

この仕様書に定めない事項については、その都度病院と受託者とが協議し、文書により取り決めるものとする。

【別紙１】

点検対象設備等

No	名　　称　・　仕　　様	数量	単位
1	可搬式液化酸素マニホールド　３×３本立　20m3/H蒸発器	1	式
2	予備酸素マニホールド　自動切替式　　２列８本立	1	式
3	笑気マニホールド　自動切替式　　１列２本立	1	式
4	窒素マニホールド　自動切替式　　２列４本立	1	式
5	コンプレッサー　　2.2kw	2	台
6	エアークリーンユニット (アフタークーラー・減圧弁・マイクロミストセパレーター ＜AMD-450-06-J＞・除菌フィルター＜SS-3＞)	2	台
7	吸引ポンプ　　2.2kw	2	台
8	レシーバータンク　　1,000㍑	1	式
9	自動給水装置	2	式
10	マニホールド用電源盤　　４ガス用	1	面
11	コンプレッサー電源操作盤	1	面
12	吸引ポンプ電源操作盤	1	面
13	医療ガス警報盤	1	面
14	圧力監視盤	1	面
15	アウトレット　壁付型　　１口型	4	個
	アウトレット　壁付型　　２口型	32	個
	アウトレット　壁付型　　３口型	5	個
	アウトレット　壁付型　　４口型	5	個
	アウトレット　壁付型　　５口型	8	個
	アウトレット　コンソール型　　２口型	68	個
	アウトレット　コンソール型　　３口型	24	個
	アウトレット　点吊型　　１口型	1	個
	アウトレット　点吊型　　２口型	10	個
16	シーリングコラム(ＯＶ・ＮＡ・ＯＶ・Ｅｘ)	3	台
17	余剰ガス排出装置	7	台
18	圧力調整器付窒素アウトレット	6	台
19	メインシャットオフバルブ	5	個
20	シャットオフバルブ	17	個
21	消耗品・雑材料	1	式
22	現場雑費	1	式
23	運搬・交通費	1	式
24	諸経費	1	式

【別紙２】

交換消耗品

交換部品名称	規格・型式等	数量
圧縮空気供給装置用吸水口フィルター	７４２６２４	６個
〃　　除菌フィルター	ＫＥ－３６１ＳＲ	２個
〃　　マイクロミストセパレーター	ＡＭＤ－ＥＬ２５０	２個